

須賀小学校地域拠点施設整備推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 宮代町立須賀小学校（以下「須賀小学校」という。）に学童保育所、公民館及び地区コミュニティセンター等の複数の機能を集約した新たな地域の拠点施設（以下「須賀小学校地域拠点施設」という。）を整備するにあたり、市民参加により策定された基本構想及び基本計画に基づいた設計等を実施するため、須賀小学校及び地域の関係者から意見等を聴取し、並びに須賀小学校地域拠点施設の設置までの過程を共有することを目的として、須賀小学校地域拠点施設整備推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 須賀小学校地域拠点施設の設計及び整備について、町が意見を求めた事項
- (2) 須賀小学校地域拠点施設の設計及び整備に関する連絡調整事項
- (3) 前各号の事項に関連して町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 宮代町立須賀小学校PTAの役員
- (2) 宮代町立須賀中学校PTAの役員
- (3) 須賀地区連絡会の代表者
- (4) 須賀小学校通学区域内の自主防災組織の役員
- (5) 宮代町立須賀小学校長
- (6) 宮代町立須賀中学校長
- (7) 識見を有する者
- (8) 地域で活動する者
- (9) 須賀小学校通学区域内の商工業者
- (10) かえで児童クラブの関係者
- (11) 町内在住の未就学児の保護者
- (12) 公募による市民（町内に在住、在勤又は在学する18歳以上の者）

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、所掌事務の全てが完了するまでの間とする。

- 2 役職によって委嘱された者が、その職を離れたときは、委員を解任するものとする。
- 3 役職の交代等により変更された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、町職員及び専門家に会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(謝金)

第7条 委員が会議に出席したときは、予算の範囲内で謝金を進呈することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、制定の日から施行する。